

◎新潟県告示第550号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定による指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

平成28年4月22日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

障害児通所支援の種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
放課後等デイサービス	放課後くらぶ つばさ	三条市南新保6番52号	特定非営利活動法人地域のマナビバミナミトピア	平成28年4月1日
児童発達支援 放課後等デイサービス	つばめ療育館	燕市勘新1111番地1	株式会社Noseつばめ療育園	平成28年4月1日